我が国における統計ビジネスレジスターの整備

―社会の重要な情報基盤としての「事業所母集団データベース |--

髙橋 雅夫†

(受付 2023 年 12 月 14 日;改訂 2024 年 2 月 22 日;採択 3 月 21 日)

要 旨

本稿は、公的統計を社会の情報基盤と位置付けた現行の統計法において、その整備を進めることが定められた事業所母集団データベースの開発・整備の経緯と当該データベースの概要について紹介するとともに、今後の方向性について論じるものである。我が国の事業所母集団データベースは、国際的には統計ビジネスレジスターと呼ばれるものに相当する。統計ビジネスレジスターとは、統計目的で利用される事業所・企業等の経済単位のデータベースで、通常各国の国家統計局によって維持・管理されるものである。事業所母集団データベースは、経済センサスや各種統計調査及び行政記録等をその情報源とし、事業所や企業に関する各種統計調査のための母集団情報を提供するとともに事業所に関する統計を作成することを目的として整備されている。本稿では、事業所母集団データベース構築の経緯を紹介した後、データベースの概要について述べる。さらに、今後期待される発展の方向性として、データベースのカバレッジの更なる改善や国際連携などについても論じる。

キーワード:経済センサス,行政記録情報,サンプリング・フレーム,レジスター統計,ビジネスデモグラフィー.

1. はじめに

現行の統計法は、1947年に制定された統計法が2007年に全面的に改正されたものである。改正の際の基本的な視点は「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へというものであった(平田、2007)。この改正においては、いくつかの重要な取組を新たに実施することが定められた。例えば、公的統計の整備に関する基本的な計画を策定することや調査票情報の2次利用の推進などであるが、その中に「事業所母集団データベースの整備」も含まれていた。「事業所母集団データベース」とは、統計法によれば、「事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」と定義されている。

本稿においては、上記のように統計法において位置付けられることになった、社会の重要な情報基盤の一つと考えられる「事業所母集団データベース」の開発・整備の経緯を国連等における国際的な動向を踏まえて紹介した後、現在の事業所母集団データベースの概要について述べる。 さらに、事業所母集団データベースの今後の展開として、データベースのカバレッジ、国際連携、同データベースに格納されたデータをある時点で集計して得られる事業所・企業に関

[↑]長野大学 企業情報学部:〒386-1298 長野県上田市下之郷 658-1

する統計(レジスター統計)の作成及び事業所・企業の動態統計(ビジネスデモグラフィー統計) の作成などについて論じる.

なお、本稿における事業所母集団データーベースの概要については、主に同データベースの 情報源や利用についてまとめたものであり、データベース本体の技術的仕様等のシステムに関 する事項についての紹介は別の機会に譲ることとする.

2. 統計ビジネスレジスターとしての事業所母集団データベース

我が国の「事業所母集団データベース」は、国際的には「統計ビジネスレジスター」(Statistical Business Register)というものに相当する。統計ビジネスレジスターとは、統計目的で整備された事業所や企業などの経済単位のデータベースのことで、「統計ビジネスレジスターに関する国連ガイドライン」(United Nations, 2020)によれば、次のように定義されている。すなわち、統計ビジネスレジスターとは、「国家統計局によって維持管理される、ある地域範囲についての定期的に更新される経済単位の構造化データベースで、統計目的に利用されるもの」(筆者訳)である。

なお、「統計ビジネスレジスター」という用語に付されている「統計」という言葉は、行政目的で利用される事業所・企業の登録簿である「ビジネスレジスター」と区別するためのものと考えられるが、特に支障のない場合には単に「ビジネスレジスター」と呼ばれている。

事業所母集団データベースは、統計法第27条に基づき総務大臣が整備することとされている。整備の目的は、統計法によれば、「行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に資すること」とされている。また、その利用の目的として統計法では2つ挙げられている。1つは、事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出のためであり、もう1つは、事業所に関する統計の作成のためである。

データベース整備に当たっての具体的な企画は総務省統計局が担い,整備に関する様々な取組は,各府省や独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という)の協力の下,進められている.

3. 統計ビジネスレジスターに関する国際的取組

海外の政府統計機関では、欧州の統計機関を中心に早くはノルウェーやフィンランドなどで 1960 年代半ばからビジネスレジスターの整備が始められたが、デンマーク、スイス、カナダな ど多くの国々では 1980 年代以降にその構築にとりかかっている(Blancas, 2022). そのような 動きの中で、1986 年にビジネスレジスターに関する経験を交換するための国際的な専門家グループによる「ビジネスフレームに関する国際円卓会議」(International Roundtable on Business Survey Frames)が組織され、第1回の会合がオタワ(カナダ)で開催された. この会議は、国連の統計委員会にその活動が承認されたいわゆるシティグループの一つに位置付けられ、2007 年には他のシティグループの名づけ方に合わせて「ビジネスレジスターに関するヴィースバーデングループ」(Wiesbaden Group on Business Registers; 以下、単に「ヴィースバーデングループ」という)と改名された(United Nations Statistics Division、2024a). このヴィースバーデングループの会合には欧米の統計部局からの統計専門家が中心となって参加しているが、我が国の統計部局からも毎回のように参加し、論文を発表するなど情報交換を行ってきている.

なお、国連のシティグループは、統計手法の開発と実装における特定のテーマに関する課題 について議論し、対処するための非公式協議グループとして各国統計局等の専門家を参加メン バーとして結成されてきたもので、扱われるテーマは例えば、ビジネスレジスターや物価指数、 サービス統計など、グループごとに定められている。各グループの名称は、その多くが最初の 会議が開催された場所にちなんだものとなっているため、総称してシティグループと呼ばれて いる。シティグループでの議論の結果は国連統計委員会に報告され、国際統計基準の開発・改 善などに役立てられている。

ヴィースバーデングループの会合は、2008年までは毎年開催されてきたが、それ以後は隔年で開催されるようになり、これが開催されない年には国連欧州経済委員会(UNECE)が中心となってビジネスレジスターに関する専門家会合(Meeting of the Group of Experts on Business Registers)が開催されることとなったため、結果的にビジネスレジスターに関する専門家会合が毎年のように開催されることは継続されている。

このような流れの中で、ビジネスレジスターに関する国際的なガイドラインが作成されるようになった。2015年には国連欧州経済委員会(UNECE)によって「統計ビジネスレジスターに関するガイドライン」(United Nations Economic Commission for Europe, 2015)が作成された。このガイドラインは、2003年に欧州委員会統計局(Eurostat)により作成され 2010年に第2版として改訂された「ビジネスレジスター推奨マニュアル」(Eurostat, 2010)を元に作られており、統計ビジネスレジスターを構築・維持していくための実用的ガイダンスと推奨事項を提供するものとなっている。

この UNECE のガイドラインを元に国連によって、統計制度があまり発達していない国々にも適用できるように「統計ビジネスレジスターに関する国連ガイドライン」が作成されており、現在のところ 2020 年版の最終稿が国連ウェブサイトで公開されている (United Nations, 2020).

4. 事業所母集団データベース開発の経緯

我が国では、上記の国際的動向と連動する形で事業所・企業に関するデータベースの構築が進められてきた。本節では、同データベースの開発の経緯を髙橋 (2007a, 2007b)に基づき紹介する.

4.1 事業所に関する初期のデータベース

前述のように現在の我が国の「事業所母集団データベース」は 2007 年に統計法が全部改正された際にその整備が定められたものであるが、それ以前にも統計ビジネスレジスターに相当する、事業所に関するデータベースの整備が総務省統計局により進められていた。

事業所に関する最も初期のデータベースは、1998年1月に運用を開始した「事業所・企業名簿情報データベース」である。このデータベースは、事業所や企業に関する様々な標本調査の標本抽出枠(サンプリング・フレーム)となる事業所や企業の名簿を各府省に提供することを目的に構築されていた。データベースの情報源は、平成8年事業所・企業統計調査の調査結果のみであり、また、データベースの各府省での利用はオフラインのみとなっていた。

次に開発されたデータベースは「事業所・企業データベース」と呼ばれ、2002年4月からその運用が開始された。事業所・企業データベースは、統計調査の実施のための事業所・企業の母集団情報の提供及び各事業所・企業が各種の統計調査の標本として選定されたか否かに関する履歴情報の提供を目的としていた。この履歴情報は、特定の事業所・企業が一定の回数を超えて標本として選定されることを回避するために利用され、報告者負担の軽減に寄与するものであった。事業所・企業データベースの主要な情報源は、事業所・企業統計調査、商業統計調査、工業統計調査、及び法人企業統計調査の最新の調査結果であり、また、各府省は、当時の中央省庁の通信ネットワークであった霞が関WANを通じてこのデータベースへアクセスすること

が可能となっていた.

4.2 新しいデータベースの必要性

事業所・企業データベースは、その目的に沿った一定の役割を果たしていたが、以下に述べるような改善すべき点がいくつか明らかとなっていた.

まず、第1の点は、データベースのデータ更新があまり頻繁でないことであった。事業所・企業データベースの主要な情報源であった事業所・企業統計調査等の統計調査のデータは、調査の実施間隔に従って得られるため、データベースのデータが全体的に更新されるのに2年から3年の期間が必要となり、他の統計調査のための母集団情報の提供というデータベースの役割を踏まえると、更新頻度の更なる改善が望まれていた。

第2の点は、データ更新に相当程度のタイムラグが生じていたことであった。前述のようにデータベースの情報源は主に大規模な統計調査の結果であるが、各々の統計調査の実施から結果の公表までは通常少なくとも数ヶ月を要する。その上、データベースの更新に利用されるデータが提供されるのは、さらにその一定期間後となっている。例えば、2004年に実施された事業所・企業統計調査(2004年6月1日現在で実施)の結果に基づきデータベースのデータが更新されたのは調査日から 20 ヶ月以上後のことであった。

第3の点としては、その利用方法であった。事業所・企業データベースは、当初の目的に 従って事業所・企業の母集団情報を提供することに加え、各種統計調査の標本として選定され た履歴情報を提供することにより、特定の事業所・企業が各種統計調査の標本として遇度に選 定されないように調整する役割を果たしていた。しかし、当時諸外国において進められてい た、統計ビジネスレジスター自体から統計を作成する取組については、まだ事業所・企業デー タベースにおいては実現されていなかった。

上記の状況を改善するため、総務省統計局において事業所・企業に関する新たなデータベースを構築することとなった。以下では、新たなデータベースを構築するに当たり、当時進められていた新データベースを取り巻く大きな流れについていくつか述べる。

4.3 統計調査等業務の業務・システム最適化計画

2006年3月31日に当時の各府省情報化統括責任者連絡会議において、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(以下、「最適化計画」という)が決定された(各府省情報化統括責任者連絡会議,2006).この最適化計画に基づき、それまで各府省によってそれぞれ別々に開発・運用されてきた統計に関する情報システムを統合することにより、業務とシステムの簡素化と合理化が図られることとなった。統合後のシステムには「政府統計共同利用システム」という名称が与えられることとなり、2008年1月から運用が開始され、その後改良が加えられつつ現在でも運用が行われているものである。

政府統計共同利用システムは、事業所母集団データベース(当初は、事業所・企業データベース)、オンライン調査システム、統計地理情報システム(統計 GIS)等の13のシステムから構成されており、そのシステムの構成は図1に示すとおりである。この最適化計画において、事業所母集団データベースで整備する母集団情報の基礎となる統計調査として経済センサスを用いることとされ、母集団情報の更新は、各種統計調査の結果や行政記録情報等を活用して随時行うものとされた。

なお、事業所母集団データベースは、後述する「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第 I 期基本計画) に基づき必要となる機能が追加されるまでは引き続き「事業所・企業データベース」という名称を用いることとされた。

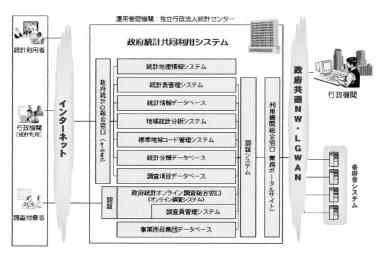


図 1. 政府統計共同利用システムの構成図. 独立行政法人統計センター (2022)を元に筆者が加工.

4.4 統計法の全部改正

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(2004 年 6 月 4 日閣議決定)において既存統計の抜本的見直しや統計制度の充実が掲げられたことを受けて,2004 年 11 月に経済社会統計整備推進委員会(以下「推進委員会」という)が内閣府に設置され,経済社会統計の整備の推進を図るための議論が開始された.議論の結果は2005 年 6 月 10 日に「政府統計の構造改革に向けて」と題する報告書としてまとめられた(内閣府経済社会統計整備推進委員会,2005)。報告書では,経済センサスの創設,GDP 関連統計などの既存統計の抜本的見直しや統計制度の充実についての具体案が提言された。

推進委員会の報告書の公表直後には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(2005 年 6 月 21 日閣議決定)が公表され、統計法制度を抜本的に見直す方針が打ち出された.この方針に沿った形で 2005 年 9 月に推進委員会の後継組織として内閣府に統計制度改革検討委員会(以下「検討委員会」という)が設置された.この検討委員会において統計制度の抜本的見直しに関する議論が行われ、その検討結果として、2006 年 6 月 5 日に「統計制度改革検討委員会報告」が公表された(統計制度改革検討委員会、2006).この報告書は、「推進委員会」の報告書と併せて、我が国の統計の改革に向けた基本的な認識を示し、時代の変化に対応した新たな統計整備の仕組みについて提言するものとなっている。その提言の主要なポイントとして、統計に関する新たな法制度を整備することとと併せて、ビジネスフレーム(事業所・企業に関する共通の母集団情報)を整備することも挙げられていた。なお、上記の推進委員会及び検討委員会における議論の経過については、井上(2008)に詳しく記されているのでそちらも参照いただきたい。

上で述べた経緯を受けて「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(2006 年 7 月 7 日閣議決定)において、統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出することとされた。この統計法を全部改正する法案は 2007 年 2 月 13 日に国会に提出され、5 月 16 日に可決成立し、5 月 23 日に公布された。公的統計は、改正された統計法(以下、特に断りのない場合、「統計法」はこの改正された法律のことを指す)の第 1 条において「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」と位置付けられることとなった。

既に言及したように統計法第27条では、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及 び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に資することを 目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が「事業所母集団データベース」を整備することとされた。また、同法第27条第2項では、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、以下の目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができるものとされた。

- (1)事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出
- (2)事業所に関する統計の作成

4.5 事業所母集団データベースの整備に関する計画

統計法第4条において、「政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という)を定めなければならない」とされている。この基本計画は、2009年3月に最初の計画(以下「第I期基本計画」という)が策定され、おおむね5年ごとに統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案して変更するものとされている。

基本計画はその後これまでに、2014年3月、2018年3月(2020年6月に一部変更)及び2023年3月と大きく3回にわたり変更されてきた(それぞれ、「第II 期基本計画」、「第III 期基本計画」、「第III 期基本計画」、「第III 期基本計画」、「第IV 期基本計画」と呼ばれている)。基本計画の変更に当たっては、学識経験者から構成される統計委員会(統計法に基づき総務省に設置)において調査審議がなされた後に閣議決定が行われている。また、統計委員会は、統計法に基づき毎年度総務大臣から統計法の施行状況について報告を受けることとなっており、その際には総務大臣又は関係行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。すなわち、基本計画を含む統計法施行のPDCAサイクルの中で統計委員会が非常に重要な役割を担っていることになる。

これらそれぞれの基本計画では、事業所母集団データベースの整備についても具体的な計画が記されており、同データベースはこの計画に沿って整備が進められてきている。各期において事業所母集団データベース関連で記載された計画のうち、データベース整備において中心的な役割を果たしている総務省に関連する主なものは、以下のとおりである(詳しくは付録の表A-1~表 A-5 を参照)。

まず,第I期基本計画(2009年3月閣議決定)においては,事業所母集団データベース整備のために,経済センサス-活動調査の中間年に経済センサス-基礎調査を実施すること,法人企業の母集団情報整備のために往復郵便等による業種名,従業者数,事業所数等の照会を定期的に実施すること,雇用保険適用事業所等に関する届出情報から事業所等の新設,廃業等を把握することなどについて定められた.

この第 I 期基本計画が策定されたことを受けて総務大臣が事業所母集団データベースを具体的に整備していくことになったわけであるが、まず初めに「事業所母集団データベースの整備方針」が 2011 年 3 月 25 日に総務大臣により決定された(総務省, 2011). この整備方針では、事業所母集団データベースの整備に関して、その目的、整備サイクル、統計関係業務支援機能の整備、記録する統計調査、行政記録情報等の活用、及び整備スケジュールが定められた. この後、この方針を出発点として事業所母集団データベースの整備が進められることとなった.

2014年3月に閣議決定された第II 期基本計画では、新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を継続的に確認する方法について検討することや、事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成することなどが定め

られた.

また,第 III 期基本計画(2018年3月閣議決定,2020年6月一部変更)においては,経済センサス-基礎調査をローリング調査や統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し,事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図ること,法人番号を事業所母集団データベースに登録すること,レジスター統計の作成内容について検討を行うことなどが計画された.

さらに、最新の第 IV 期基本計画(2023年3月閣議決定)では、経済センサス-活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、事業所・企業の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス-基礎調査の見直しを含めて検討を行うこととされた。

5. 事業所母集団データベースの概要

事業所母集団データベースの整備は、上述の「事業所母集団データベースの整備方針」に基づき開始され、その後は幾たびか変更された「基本計画」に沿って整備が進められており、本稿の執筆時点においても引き続き第 IV 期基本計画に従って進められているところである。以下では、事業所母集団データベースの概要について、総務省(2011)、独立行政法人統計センター(2022)及び総務省統計局(2024)に基づき述べる。

5.1 データベースの構成単位

事業所母集団データベースに収録されているデータの基本的な単位は、事業所である。事業所の定義は、後述する同データベースの主要な情報源である経済センサスにおける事業所の定義(日本標準産業分類における定義に準拠)に従っている。具体的には、令和3年経済センサス-活動調査の用語の解説(総務省統計局、2021b)によると、事業所の定義としては、以下のように述べられている。

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう.

- 一定の場所(1 区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われている こと.
- 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている こと.

すなわち,事業所とは,一般に工場,製作所,事務所,営業所,商店,飲食店,旅館,娯楽場,学校,病院,役所,駅,鉱業所,農家等と呼ばれるものである(総務省,2013).

5.2 データベースの主な機能

事業所母集団データベースの整備の目的は、既に述べたように統計法第27条に規定されているとおり、(1)行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び(2)統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に資することである。この目的を達成するためにこのデータベースは以下に示すようないくつかの機能を備えている。

- 事業所と企業に関する母集団情報を保持すること
- 各種統計調査を実施する府省等に母集団情報を提供すること
- 各種統計調査の標本として抽出された履歴を保持すること
- 母集団情報提供の際、調査対象者の負担を平準化すること(重複是正)

5.3 データベースの情報源

5.3.1 経済センサス

事業所母集団データベースの基盤情報となっているのは、経済センサスの調査結果である。経済センサスには、基礎調査と活動調査の2種類の調査がある。経済センサス-基礎調査は、すべての産業分野における事業所及び企業の基本的構造―例えば事業の内容や従業者数など―を把握するための調査で、これまで2009年、2014年及び2019年の各年度に実施されてきた。一方、経済センサス-活動調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態―例えば売上(収入)など―を明らかにするための調査で、これまでに2012年、2016年、2021年に実施されてきた。

このうち 2019 年に実施された経済センサス-基礎調査は、基本計画に基づきローリング形式で行われており、2019 年 6 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの期間に主に事業所の開業・廃業状況を把握する目的で実施された。なお、ローリング形式の調査とは、調査を 1 時点で全国的に実施するのではなく、地域ごとに順次日にちをずらして一定期間内に全国の調査を完了させる形態の調査方法である。

5.3.2 各種統計調査

経済センサス以外の統計調査についても、事業所母集団データベースに記録されている値の 補完など、情報の更新のために利用されている。利用する統計調査は、以下の基準により選定 されている。

- •特定の産業において、悉皆(又はおおむね悉皆)となっている統計調査
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- 行政記録情報等と連動することにより、新たな統計の作成が期待される統計調査
- その他一般統計調査のうち、特に事業所母集団データベースの整備に有効であると考えられる統計調査

上記の基準により選定された統計調査を所管府省ごとに整理したものを表1に示す.

5.3.3 行政記録情報等

統計調査結果に加え、行政記録情報も事業所母集団データベースの更新のための情報源として利用されている。利用されているのは、主に労働保険情報及び商業・法人登記簿情報である。 労働保険情報については、毎月、厚生労働省より雇用保険・労災保険の加入等に関する情報 を入手し、また、商業・法人登記簿情報については、毎月、法務省より商業・法人登記簿に基

府 省	統計調査名	府 省	統計調査名
総務省	経済構造実態調査	農林水産省	農林業センサス(法人組織経営体)
	サービス産業動向調査		漁業センサス(法人組織経営体)
	科学技術研究調査	経済産業省	経済産業省企業活動基本調査
	個人企業経済調査		特定サービス産業動態統計調査
財務省	法人企業統計調査		エネルギー消費統計調査
文部科学省	学校基本調査		中小企業実態基本調査
厚生労働省	毎月勤労統計調査		商業動態統計調査
	賃金構造基本統計調査	国土交通省	建設工事施工統計調査
	医療施設調査		

表 1. 事業所母集団データベースの更新に利用されている統計調査(経済センサス以外).

づく法人の設立,移転,商号変更,合併,解散等の情報を入手している.ただし,労働保険情報からは,雇用者のいる事業所のみの情報が得られ,また,商業・法人登記簿情報からは法人の情報のみが入手できていることに留意が必要である.

これらの行政記録に基づく情報は、事業所の新設や廃業を捉えることを主な利用目的としているが、行政記録に新たに登録されたからといって、必ずしもそれが新たに活動を開始した事業所、又は活動を廃止した事業所であるとは限らないため、総務省では、これらの行政記録情報に基づき、関係の事業所・企業に対して郵送や電話等による照会を行って、新設・廃業に関する正しい情報を事業所母集団データベースに格納するようにしている。さらに、2023年からは、この事業所・企業に対する照会範囲を拡大し、存続する事業所・企業のうち複数事業所企業に対して売上高、従業員数等の基本的事項を郵便で照会する事業を開始することとしており、結果として売上高でみて90%に相当する事業所に関する基本的事項の情報を毎年更新できるようになる予定である(Kurematsu et al., 2023).

一方,必ずしも事業所母集団データベースへの直接の情報源ということではないが、事業所母集団データベースの精度向上に資する取組の一環として、基本計画に基づき統計センターにおいて企業調査支援事業(プロファイリング活動)が実施されている.

プロファイリング活動とは、企業ごとに専任の担当者(サポートスタッフ)が割り当てられ、企業との関係を密に構築しながら情報を収集する取組のことで、統計センターにおいては、2019年以降このプロファイリング活動を導入し、約5,000企業を産業分類等で5つのグループに分け、1グループあたり6名のサポートスタッフを配置した5つのチームを編成して対応に当たっている。サポートスタッフ1人当たり約160企業を担当し、統計調査への回答支援と正確な回答データの作成を実施している。回答支援の内容は、企業の回答者の把握、企業の合併・分割等の把握、調査対象名簿の整備、調査に関する情報提供、問い合わせへの対応、調査票の回収・督促、回答内容の審査・訂正、企業への照会などである。

このプロファイリング活動は、経済センサスや経済構造実態調査など企業を対象とする統計 調査に適用され、調査に回答する企業を支援することを通じて調査の精度を確保し、ひいては 事業所母集団データベースの精度向上に役立てられているところである.

5.4 格納・提供される母集団情報

上記のように様々な情報源から得られる情報が事業所の母集団情報としてデータベースに格納されるわけであるが、格納される項目は、経済センサス-活動調査における産業共通の調査事項が基本となっている(具体的な調査事項は、例えば 2021 年の経済センサス-活動調査の産業共通調査票の調査事項(総務省統計局、2021a)を参照いただきたい). また、調査事項をデータベースに格納する際には詳細な符号化が行われ、結果としてデータベース内の項目数は約 250項目となっている.

データベースに収録されているデータのレコードは、主に各回の経済センサスの結果により更新される。例えば、2021年の経済センサス-活動調査に関しては、活動中の事業所(前回調査から存続している事業所及び新設された事業所で、約600万事業所)のデータ更新及び追加並びに廃業事業所(約150万事業所)への廃業識別コードの付与が行われている。さらに、5年ごとの経済センサス-活動調査の中間年には行政記録情報等を活用した情報収集により新設・廃業の事業所を捉えて、その情報をデータベースに付加していくため、データベースのレコード数は年々増加することとなる。なお、2024年2月現在のデータベース内のレコード数(事業所数)は、約1,400万レコードである。

事業所母集団データベースに格納された母集団情報は、「年次フレーム」という名称で毎年更新され、統計法に基づき統計調査の対象の抽出又は統計の作成を行うことを目的として、国の

行政機関, 都道府県, 市区町村等に提供されている.

年次フレームで提供されている項目は前述の経済センサス-活動調査における産業共通の調査事項が基本となっているが、その主なものは以下のとおりである.

- 事業所に関する項目
 - 名称,所在地,電話番号,事業の開始日,単独・本所・支所の別,売上高,従業者数,常 用雇用者数,産業分類 など
- 企業に関する項目 経営組織,法人番号,資本金,売上高,従業者数,常用雇用者数,産業分類 など

なお、これまで述べてきた事業所母集団データベースの要点を模式図として図2に示す。

5.5 報告者負担の軽減措置

事業所母集団データベースの持つ機能の一つである、統計を作成するための調査での報告者の負担軽減を図るため、同データベースには統計調査の標本として選定された回数に関する情報を各事業所のデータに付与して保存している。この情報を活用して、各事業所・企業が統計調査の標本として過度に選定されないよう選定回数の上限を設定している。上限値は、会社等の資本金や従業者数によって定められており、具体的には表2のとおりである。

ただし、以下に示す事業所・企業は、選定回数の上限設定からは除かれている.

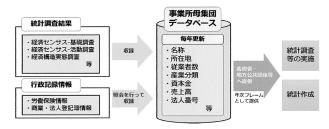


図 2. 事業所母集団データベースの模式図. 独立行政法人統計センター (2022)を元に筆者が加工.

区 分	1年間の上限(回)
1. 会社の本所又は単独事業所	
(1) 資本金1億円未満	20
(2) 資本金1億円以上10億円未満	34
(3) 資本金 10 億円以上	48
2. 会社の支所事業所	
(1) 従業者数 30 人未満	14
(2) 従業者数 30 人以上 100 人未満	28
(3) 従業者数 100 人以上	42
3. 会社以外の事業所	
(1) 従業者数 30 人未満	14
(2) 従業者数 30 人以上 100 人未満	28
(3) 従業者数 100 人以上	30

表 2. 統計調査の標本として選定される回数の上限.

- 全数調査の対象となるもの
- 集落抽出法による標本調査で、集落内の全てを調査対象とする統計調査の対象となるもの
- 調査実施時に調査対象が決まる統計調査の対象となるもの
- 層別抽出法による標本調査で、一部悉皆部分に含まれるもの
- 国の機関に係るもの並びに地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体 (特別区など)の機関に係るもの

6. おわりに

結びに代えて、今後の事業所母集団データベースの更なる発展が期待される事項についていくつか述べる.

6.1 データベースのカバレッジ

事業所母集団データベースは、事業所と企業に関する母集団のフレームとして機能することを意図したものと考えられるが、第 III 期基本計画において「法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離」を改善するための方策を検討することとされていることからもわかるように、データベースのカバレッジが完全でない可能性を指摘されていた。実際、2016 年の時点では経済センサス-活動調査で捉えられた法人数が約 190 万法人であるのに対して、法人企業統計の母集団名簿による法人数が約 293 万法人となっており、経済センサスの方が 100 万法人程度少ない状況となっていた。

これを受けて総務省統計局により、2019年に実施された経済センサス-基礎調査において、国税庁が提供している法人番号公表サイトから約160万法人の名簿(名称・所在地)を追加するとともに、2016年以降に事業所・企業に照会して把握した新たな法人の名簿約10万法人を追加して現地調査を通じてそれらの法人の活動状態を確認することが行われた。その結果、活動状態を確認できた約100万法人が事業所母集団データベースに新たに登録されるに至った(総務省統計局、2022)。

このように、事業所母集団データベースのカバレッジは法人企業については大きく改善されてきているが、個人企業に関してはまだ改善の余地が残されていると考えられる。小規模な個人企業については、経済センサスでその存在を把握することが困難な場合があるとともに、先に述べた経済センサス後に実施している事業所・企業に対する照会事業において利用されている労働保険情報及び商業・法人登記簿情報からは、雇用者のいない個人企業に関する情報が得られないため、それらの個人企業についての開業や廃業の情報の更新が現状では困難な状況にあると考えられる。

これに対して、政府部内では国税庁が管轄する個人事業主に関する e-Tax の申告情報を経済 センサスにおいて活用できないか検討を行っており(内閣官房, 2021),今後このような検討が 実を結び、データベースのカバレッジの更なる改善が進むことが期待される。

6.2 国際連携

ビジネスレジスターに関する国際的な取組については、本稿の第3節において紹介したところであるが、今後ますます国際的な連携が重要となってくると考えられるため、ここではこれに関する事項について述べる.

前述のように、ビジネスレジスターに関する国際的な専門家会合であるヴィースバーデングループや UNECE 等によるビジネスレジスターに関する専門家会合に我が国の統計部局からもたびたび参加をして情報交換を行ってきているところである。また、統計ビジネスレジスター

に関する国連ガイドラインの作成に際してはそれを扱う企業・貿易統計専門家委員会が 2018 年度に国連統計委員会の下に設置され (United Nations Statistics Division, 2024b), その会合に我が国統計部局からも参加するなど, 我が国としてビジネスレジスターに関する国際的な連携に積極的に関わってきている.

この国連の企業・貿易統計専門家委員会は、企業関連統計の開発のための調整とガイダンスを提供することを目的としており、ビジネスレジスターもその専門家委員会での議論のテーマの一つとして位置付けられている(United Nations Statistics Division, 2024c). この専門家委員会にはビジネスレジスター、企業の単一識別子、起業家精神などに関するいくつかのタスクチームが設置されている。このうちビジネスレジスターに関しては、ビジネスレジスターに地理空間情報を組み込むこと、多国籍企業のグローバルレジスター、ビジネスレジスターと貿易レジスターの統合、企業の単一識別子に関する世界的取組などが議論されている(United Nations Statistical Commission, 2024).

近年、企業の多国籍化が進展しており、各国が整備しているビジネスレジスターもその国内だけでは留まらず、国際的な接続・連携が求められるようになってきている。また、ビジネスレジスターに地理空間情報を組み込むに際しては、国際的に標準化された体系に基づくものを利用していく必要がある。このように今後ますます国際的な連携が重要となってくるため、我が国としても引き続き積極的に国際的な活動に関与していくことが期待される。

6.3 レジスター統計

事業所母集団データベースの利用目的のひとつに、事業所に関する統計を作成することがある(統計法第 27 条第 2 項). これに関連して前述のように、2018 年 3 月に閣議決定され、2020 年 6 月に一部変更された第 III 期基本計画において「レジスター統計」の作成内容について検討を行うこととされた.

総務省では、まず、2019年の年次フレームを基にレジスター統計を集計することからこの課題への取組を開始した(Yagi et al., 2021). ただし、事業所母集団データベースは、これまで5年に2度実施されてきた経済センサスの中間年においては、特定の産業や調査事項等の情報が更新されるのみであるので、レジスター統計を年次で作成していくために一定程度の推計を行っている。推計計算においては、経営組織や産業、事業所・企業が新設か存続かの別によって異なる推計モデルを作成し、付加価値額等の推計が行われている(総務省統計局、2021c).

レジスター統計は、これまでのところ、2019 年及び2020 年の年次フレームを基に2カ年分についてその試算値が公表されている。作成されている試算値には、事業所数、企業数、従業者数、売上(収入)金額、付加価値額等の経理事項が含まれている。なお、この試算に用いられている集計方法や推計方法等については研究段階のものであり、今後さらに改善されていくことが期待される。

6.4 ビジネスデモグラフィー統計

事業所母集団データベースから作成される統計としてこれまでに公表されたレジスター統計の試算値は、毎年の年次フレーム作成時点のいわゆるスナップショット(静態)としての事業所・企業の状態を表す統計である。これに加えて原理的には、事業所母集団データベースから事業所・企業の動態を表す統計も作成することが可能である。これはビジネスデモグラフィー統計と呼ばれているものである。ビジネスデモグラフィー統計は、「統計ビジネスレジスターに関する国連ガイドライン」(United Nations, 2020)によると、「特定の期間における企業(や事業所)の開業数、廃業数のデータや、前の期間に開業して存続している企業(や事業所)の数に関するデータを提供するものである」(筆者訳)とされている。

我が国において実際に事業所母集団データベースからビジネスデモグラフィー統計が作成できるようになるためには、例えば税務情報などの更なる情報源に基づいてデータベースがより広範囲・頻繁に更新されるようになる必要があると考えられ、今後の進展が期待されるところである.

なお、複数の経済センサス(又は事業所母集団データベースから作成される年次フレーム)の 結果を基にビジネスデモグラフィー統計を確率的に推計する方法も筆者を中心に研究・開発し ているところである。一般に、経済センサス等1年以上の間隔で実施される統計調査の結果に 基づくビジネスデモグラフィー統計の推計においては、いわゆる「短命の開業企業」(経済セン サス等の調査実施後に開業し、次の調査の前に廃業してしまいセンサス等では捉えられない企 業)が見落とされてしまうことが指摘されている(Ahmad, 2006)。筆者らの研究においては、そ れらの「短命の開業企業」も考慮に入れた推計モデルを開発し、ビジネスデモグラフィー統計の 推計値の試算を行っている(Takahashi, 2022)ことを参考までに記しておきたい。

6.5 ユーザーの拡大

統計法によると、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できるのは、国や地方公共団体などの公的機関に限られている。したがって現状では研究者が研究目的で利用することはできず、研究者が事業所・企業の母集団情報を利用する際には、経済センサスの調査票情報をオンサイト施設などで利用することとなり、その場合は当然、センサスとセンサスの中間年の事業所・企業の新設・廃業等の情報―すなわち、ビジネスデモグラフィーに関する情報―を利用することはできない。

前述のように仮に将来,事業所母集団データベースが今まで以上に広範囲・頻繁に更新されるようになり,このデータベースから直接ビジネスデモグラフィー統計が作成できるような段階になった際には,研究者が研究目的でこのデータベースを利用できるようになることが望まれる.

謝 辞

本稿は、筆者が総務省統計局や独立行政法人統計センター等の公的統計機関に在籍中に携わった統計ビジネスレジスター関連の業務での経験を踏まえてとりまとめたものである。この場をお借りして本稿の執筆に関連してお世話になった関係の方々に深甚の謝意を表する。ただし、本稿における意見や見解は筆者のものであり、筆者の所属する又は所属した組織のそれとは全く関係のないことに留意いただきたい。

付 録

A. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における事業所母集団データベース整備関連の 主要な計画

表 A-1. 第 I 期基本計画における事業所母集団データベース整備関連の主要な計画. (「別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策」のうち,「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ 計画的に講ずべき施策」部分より)

項目	具体的な措置,方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 経済センサス - 活動調査の中間年に当たる平成 26 年に,事業所に関する属性情報,企業の親子関係を的確にとらえ,本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス - 基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う.	総務省	平成 25 年度 までに所要の 準備を実施す る.
(2) ビジネス レジスター の構築・利 活用	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、 事業所数等の照会を定期的に実施する.	総務省	平成 21 年度 から実施する.
ア 母集団 情報の的 確な整備	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用 事業所設置届及び労働保険保険関係成立届 から事業所等の新設、廃止等を把握するこ とについて検討する。	総務省	平成 22 年か ら検討する.
イ ビジネ スレジス ターの充 実と拡張	○ 工業統計調査の出荷額等,全数調査の調査結果の他,一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて,関係府省との検討を開始する.	総務省	平成 21 年度 から検討する
	○ EDINET情報をビジネスレジスター に収納することを検討する.併せて,ED INET情報とビジネスレジスターの情報 を法人企業統計に活用する具体的方策を検 討する.	総務省,財務省	平成 21 年度 から検討する
	○ 特許庁の協力を得て,産業財産権の企業 出願人の名称及び所在地と企業の登記情報 との照合作業を行い,ビジネスレジスター に両者の照合情報を収納する.	総務省	平成 21 年度 から検討を開 始し,速やか に実施する.
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書, 蔵入承認申請書, 積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり, 費用対効果を考慮しつつ, どのような有用性が得られるかについて検討を開始する.	総務省	平成 21 年度 から検討する.

表 A-2. 第 II 期基本計画における事業所母集団データベース整備関連の主要な計画. (「別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策」のうち,「第 3 公的統計の整備に必要な事項」部分より)

項目	具体的な措置,方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成 の効率化及 び報告者の 負担軽減 (1)事業所母 集団データ ベースの整 備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成 26 年度 から順次実施 する.
	○ 事業所母集団データベースを活用して, 我が国の事業所・企業の実態を把握する 統計に加え,事業所・企業の異動状況や 産業の成長・衰退等に着目した統計を作 成する.また,地理情報の活用等につい ても研究を推進する.	総務省	平成 26 年度 から順次実施 する.

表 A-3. 第 III 期基本計画における事業所母集団データベース整備関連の主要な計画(その 1). (「別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策」のうち,「第 2 公的統計の整備に関する事項」 部分より)(注)表 A-3~表 A-5 の「具体的な措置, 方策等」欄において, 基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」としている.

項目	具体的な措置,方策等	担当府省	実施時期
1 国第一 日本	○ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録 事項の定義の統一・共通的に把握すべき 調査事項を設定した上で、同データベー スを活用した企業統計の提供を推進する とともに、大規模企業の活動実態を横断 的に把握する統計整備を検討する.	総務省, 関係府省	平成 34 年度 (2022 年度) までに一定の 結論を得る.

表 A-4. 第 III 期基本計画における事業所母集団データベース整備関連の主要な計画(その 2). (「別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策」のうち,「第 2 公的統計の整備に関する事項」 部分より)

項目	具体的な措置,方策等	担当府省	実施時期
(3) 国民経済	◎ 経済センサス - 基礎調査をローリング調		平成 31 年度
計算及び経	査や独立行政法人統計センターにおけるプ		(2019年度)
済統計の改	ロファイリング活動に移行し、事業所・企		から実施(初
善に向けた	業や各種法人等に係る母集団情報の更なる		回のローリン
基盤整備・	整備促進を図る. また, 平成 33 年 (2021		グ調査は32
連携強化	年) 経済センサス-活動調査の円滑・効率的	60 Ph (1)	年 (2020年)
	な実施に向け、行政記録情報等により新た	総務省	年央までに実
	に捕捉した事業所等も含めた確認作業を早		施) する.
	期に完了するとともに、プロファイリング		
	活動において把握する情報や把握方法等に		
	関する具体的な検討を推進し、その内容を		
	事前周知する。		
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調		平成 30 年度
	査を実施するに当たり、引き続き法人番号		(2018年度)
	の把握に努め、これを事業所母集団データ	各府省,	から実施する
	ベースに登録するとともに、法人番号を活	総務省	から天旭する
	用した欠測値の補完や集計の充実等を検討	心伤目	
	用した火側値の備元や集計の冗美寺を検討 する。		
			#
	○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非	40 34 12	平成 30 年度
	法人の組織経営体や,建設業許可事業者名	総務省,	(2018年度)
	簿に掲載された企業情報を,事業所母集団	関係府省	末までに結論
	データベースに登録する方向で検討する.		を得る.
	○ 事業所母集団データベースに格納する統		平成 30 年度
	計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの		(2018 年度)
	変更情報や決算等に関する企業の公表情報	総務省,	から順次実施
	等の活用,行政記録情報や民間データの活	各府省	する.
	用及びレジスター統計の作成内容について	1 1/13 11	
	検討を行い,結論が得られた取組から順次		
	実施する.		
	○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集		令和3年度
	団データベースの企業数等のかい離につい		(2021 年度)
	て,産業や資本金階級別などの企業属性ご	総務省,	末までに結
	とにかい離の状況を明らかにするとともに,	財務省	論を得る.
	その要因を把握した上で,かい離を改善す		
	るための方策を検討する.		
	○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人		平成 30 年度
	等を含めた事業所母集団データベースに登		(2018 年度)
	録する法人・事業所等の情報について,事		末までに結論
	業所母集団データベースへの格納方法や,	総務省	を得る.
	具体的な母集団情報としての提供を検討す		
	5.		
	○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため。		平成 30 年度
	事業所の活動状態を随時更新した母集団情		(2018 年度)
		総務省	, , , , ,
	報の提供を検討する.		末までに結論

表 A-5.	第 IV 期基本計画における事業所母集団データベース整備関連の主要な計画. (「別表
	今後5年間に講ずる具体的施策」のうち、「第2公的統計の整備に関する事項」部分
	ኔ り)

項目	No.	具体的な措置,方策等	担当府省	実施時期
2 経済統 計の整備の 推進 (3)経済計 作成の向け た取組	25	◎ 経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、報告者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも配慮しつつ、事業所・企業の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス - 基礎調査の見直しを含めて検討を行う.	総務省	令和6年経 済センサオ - 基礎調査 の企画時期 までに結論 を得る.

参考文献

- Ahmad, N. (2006). A proposed framework for business demography statistics, OECD Statistics Working Papers, No.2006/03, OECD Publishing, Paris, https://doi.org/10.1787/145777872685.
- Blancas, A. (2022). Country progress report on SBR 2021, Meeting of the Group of Experts on Business Registers, https://unece.org/sites/default/files/2022-09/S_5_Mexico%20CPR.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 独立行政法人統計センター (2022). 事業所母集団データベースの整備について, https://www.nstac.go.jp/sys/files/2022_rengo_02.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- Eurostat (2010). Business Registers Recommendations Manual, European Union, Luxembourg.
- 平田佳嗣 (2007). 国民の財産であり、社会の情報基盤としての統計~統計法案~, 立法と調査, 267, 9-16.
- 井上達夫 (2008). 60 年ぶりの統計制度改革—新統計法と 2 つのキーワード—, 日本統計学会誌, 37(2), 301-312.
- 各府省情報化統括責任者連絡会議 (2006). 統計調査等業務の業務・システム最適化計画, https://www.stat.go.jp/info/guide/public/keikaku/pdf/honbun.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- Kurematsu, R. and Tanabe, T. (2023). Efforts for further development and enhancement of Statistical Business Register in Japan Improvement of update frequency —, 28th Meeting of the Wiesbaden Group on Business Registers, https://cdn.aanmelderusercontent.nl/i/doc/cd126a3233eacc8014f6dfb78395396e (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 内閣府経済社会統計整備推進委員会 (2005). 政府統計の構造改革に向けて, https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11670228/www5.cao.go.jp/keizai-shimon/special/statistics/promote/report.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 内閣官房 (2021). 経済センサスへの税務情報の活用について、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/toukeigijutsu_data_source/dai4/siryou4.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 総務省 (2011). 事業所母集団データベースの整備方針, https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/jsdb/pdf/23 1-2-1.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 総務省 (2013). 日本標準産業分類一般原則, https://www.soumu.go.jp/main_content/000286955.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 総務省統計局 (2021a). 経済センサス-活動調査調査票(産業共通), https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/pdf/chousahyo_01.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 総務省統計局 (2021b). 令和 3 年経済センサス-活動調査用語の解説, https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/k_yougo.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).

- 総務省統計局 (2021c). レジスター統計(試算値)の作成に関する研究結果(中間報告), https://www.stat. go.jp/info/kenkyu/jsdb/register_index.html (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 総務省統計局 (2022). 事業所母集団データベースの整備・利活用について, https://www.soumu.go.jp/main_content/000832068.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 総務省統計局 (2024). 事業所母集団データベース(ビジネスレジスター), https://www.stat.go.jp/data/jsdb/index.html (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- 髙橋雅夫 (2007a). 新しいビジネスフレームの開発—第 20 回ビジネスフレーム円卓会議発表論文—その 1 背景と経緯、統計、2007年 11 月号、49-54.
- 髙橋雅夫 (2007b). 新しいビジネスフレームの開発—第 20 回ビジネスフレーム円卓会議発表論文—その 2 概要と課題, 統計, 2007 年 12 月号, 33–38.
- Takahashi, M. (2022). A method for estimating the number of short-lived births of businesses based on a stochastic model, *Procedia Computer Science*, **207**, 494–503.
- 統計制度改革検討委員会 (2006). 統計制度改革検討委員会報告, https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11670228/www5.cao.go.jp/keizai-shimon/special/statistics/reform/report.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- United Nations (2020). United Nations Guidelines on Statistical Business Registers (Final draft prior to official editing), New York, https://unstats.un.org/unsd/business-stat/SBR/Documents/UN Guidelines on SBR.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- United Nations Economic Commission for Europe (2015). Guidelines on Statistical Business Registers,
 United Nations, New York and Geneva.
- United Nations Statistical Commission (2024). Report of the Committee of Experts on Business and Trade Statistics, https://unstats.un.org/UNSDWebsite/statcom/session_55/documents/2024-18-Business&Trade-E.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- United Nations Statistics Division (2024a). Wiesbaden Group on Business Registers, https://unstats. un.org/wiesbadengroup/ (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- United Nations Statistics Division (2024b). Committee of Experts on Business and Trade Statistics, https://unstats.un.org/unsd/business-stat/UNCEBTS.cshtml(最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- United Nations Statistics Division (2024c). Mandate and governance of the Committee of Experts on Business and Trade Statistics, https://unstats.un.org/unsd/business-stat/UNCEBTS/Documents/Mandate_and_governance.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).
- Yagi, M., Yoshida, T. and Tsuji, K. (2021). New Outputs of the Business Register in Japan (Registerbased Statistics), 27th Meeting of the Wiesbaden Group on Business Registers, https://www.inegi.org.mx/eventos/2021/wiesbaden/doc/3_1_PAP_YAGI_YOSHIDA_TSUJI.pdf (最終アクセス日 2024 年 3 月 27 日).

Development of the Statistical Business Register in Japan — "Establishment Frame Database" as an Important Information Base for Society—

Masao Takahashi

Faculty of Business and Infomatics, Nagano University

This report provides an overview and possible future directions for developing the Establishment Frame Database, stipulated by the current Statistics Act, which positions official statistics as an information base for society. Databases such as the Establishment Frame Database in Japan are internationally referred to as statistical business registers, which are databases of economic units such as enterprises and establishments and are used for statistical purposes; they are typically maintained and managed by national statistical offices in various countries. The Establishment Frame Database is designed to utilize information sources such as the Economic Census, various statistical surveys, and administrative records to provide population information about establishments and enterprises for various statistical surveys and to create statistics related to establishments. In this report, after a brief history of the Establishment Frame Database is provided, an overview of the database is presented, followed by discussions of future possible directions, including further improvement of the coverage of the database and international cooperation.

Key words: Economic Census, administrative records information, sampling frame, register-based statistics, business demography.